

手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の離職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>20%</u> 手数料負担者は求人者とします。
	成功報酬 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>20%</u> 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

払戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、入社後3カ月以内に本人の都合による退社又は本人の攻めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ①入社後1ヵ月未満に雇用契約が終了した場合 100%
- ②入社後1ヵ月以上3ヵ月未満に雇用契約が終了した場合 50%
- ③入社後3ヵ月以上6ヵ月未満に雇用契約が終了した場合 20%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この払戻金制度は適用しません。また、払戻金制度は「有料職業紹介に関する基本契約書」において定める金額が優先されます。

【許認可番号】 10-ユ-300360

【事業所の名称及び所在地】

株式会社トップ・クリエイト
群馬県桐生市錦町1丁目8番3号 TCビル3-A